三　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域
四　北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第二号に掲げる海域を除く。）

（新設）

別表第十（第八十二条関係）

届出漁業	制限又は禁止
沿岸まぐろはえ縄漁業	一　別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる水域における沿岸まぐろはえ縄漁業の操業は、禁止する。 二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。 三　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 四　沿岸まぐろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
小型するめいか釣り漁業	別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる水域における小型するめいか釣り漁業の操業は、禁止する。

（新設）

別表第十一（第八十三条関係）

次の各号に掲げる海域以外の海域

一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域
二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域
三　東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の(1)の点から(18)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(1)　北海道函館市恵山岬突端
(2)　北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点
(3)　青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里の点
(4)　岩手県宮古市鮭ヶ崎突端正東十海里の点
(5)　岩手県大船渡市首埼突端正東十海里の点
(6)　宮城県気仙沼市御埼突端正東十海里の点
(7)　宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東十海里の点
(8)　宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点
(9)　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点
(10)　福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点
(11)　福島県いわき市塩屋埼灯台正東二十五海里の点
(12)　茨城県ひたちなか市磯埼突端正東二十五海里の点
(13)　千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点
(14)　千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点